

2018年11月14日

株式会社 電通

代表取締役社長執行役員 山本 敏博

(東証第1部 コード番号: 4324)

## 役員報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、2018年11月14日開催の取締役会において、取締役および執行役員（以下、総称して「役員」といいます。）の報酬制度について、下記のとおり改定することといたしましたので、お知らせします。

その主要な施策として、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「BBT制度」といいます。）を導入することとし、取締役に対するBBT制度の適用に関して必要となる議案を2019年3月に開催予定の第170回定時株主総会に付議する予定です。

### 記

#### 1. 役員報酬制度の改定の目的

当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、役員報酬制度を以下の基本施策の一環として改定いたします。

#### 【基本施策】

##### (1) ミッションの明確化

業務を執行する役員のミッションを、「任期中（1事業年度）の業績目標達成を前提としつつ、中長期を見据えた戦略の遂行にあたること」とします。

各役員は、それぞれの担務領域について、役員選任時にミッションの設定を、また、任期満了時に当該ミッションの達成状況のレビューを、それぞれ上位役員と実施し、上位役員がその結果を評価します。その評価結果は、次期選解任の基準とし、かつ再任時のミッションを決定するための基準とします。

##### (2) 選解任および報酬決定のプロセスの明確化

役員に関して客観性・透明性のある①選解任手続および②報酬決定手続を実現するために、2019年度から役員の選解任および報酬の決定にあたっては独立社外取締役に諮問することとします。

さらに、先般発表した純粋持株会社体制への移行に向けた検討（注）と併せて、指名・

報酬委員会を 2020 年度を目途に設置することを検討します。

(注) 当社ニュースリリース「純粋持株会社体制への移行に向けた検討の開始について」(2018/08/09)

### (3) 報酬制度の改定

役員のミッションである「中長期を見据えた戦略の遂行」に対する動機付けをさらに高めることを目的に、中長期賞与として、BBT 制度を導入いたします。BBT 制度の導入により、役員報酬と当社の業績および企業価値との連動性をより明確にし、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との利害共有を促進することで、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する当社役員の意識を高めることができるものと考えています。また、中長期賞与としての BBT 制度の導入に併せて、基本年俸（月例報酬）および年次賞与の見直しを行います。

## 2. 役員報酬制度の改定内容

### (1) 報酬水準

外部専門機関による報酬市場調査データに基づき、企業規模、財務規模等を考慮した他社の役員報酬水準をベンチマークとした上で、当社の経営環境等を踏まえて適切な報酬水準を設定します。

### (2) 報酬構成

中長期賞与としての BBT 制度は、基本年俸、年次賞与および中長期賞与の 3 項目から成る報酬構成とします。

#### <報酬構成>

| 固定報酬       | 変動報酬 |                   |
|------------|------|-------------------|
|            | 金銭報酬 | 株式報酬              |
| 基本年俸（月例報酬） | 年次賞与 | 中長期賞与<br>（BBT 制度） |

#### 【基本年俸（月例報酬）】

外部専門機関による報酬市場調査データを参考に、役員のミッショングレードに応じた報酬額を設定します。

#### 【年次賞与】

年次賞与については、各年度の連結業績に応じて支給の有無を決定します。

### 【中長期賞与（BBT 制度）】

中長期賞与として導入する BBT 制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、BBT 制度に基づき設定される信託を「BBT 信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員に対し、当社が定める役員株式給付規則に従い、当社の業績に応じて、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が BBT 信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、BBT 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使されないものとします。

#### 【BBT 信託の概要】

|                |  |
|----------------|--|
| ① 名称           | 株式給付信託（BBT）  |
| ② 委託者          | 当社   |
| ③ 受託者          | みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）                           |
| ④ 受益者          | 役員のうち役員株式給付規則に定める受益者要件を満たす者                                    |
| ⑤ 信託管理人        | 当社と利害関係のない第三者を選定する予定   |
| ⑥ 信託の種類        | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）   |
| ⑦ BBT 信託契約の締結日 | 2019 年 5 月（予定）   |
| ⑧ 金銭を信託する日     | 2019 年 5 月（予定）   |
| ⑨ 信託の期間        | 2019 年 5 月（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、BBT 制度が継続する限り、信託は継続します。） |

BBT 制度に関するその他の詳細については、第 170 回定時株主総会（2019 年 3 月開催予定）の議案を決定する取締役会（2019 年 2 月開催予定）の決議に併せてお知らせします。

#### (3) 報酬比率

業績目標達成時の報酬比率は、現行の役員報酬制度と同様に、固定報酬と変動報酬の比率を概ね 60%：40%とします。

#### (4) 報酬の変動幅

変動報酬は、固定報酬（基本年俸）比 0%～150%で変動します。固定報酬を上回る変動報酬額を上限として設定し、かつ株式による支給比率を高めて株主をはじめとするステークホルダーの皆様と利害を共有することで、当社グループの持続的成長および

中長期的な企業価値の向上の実現に対する役員の動機付けの更なる強化につなげていきます。

(5) 業績目標

変動報酬を決定する業績目標については、マクロ・ミクロの経済環境および当社の経営環境を踏まえ、各事業年度に適切に設定します。

以 上